

2021 年 3 月 29 日

所有者不明放置容器回収に関する運用基準

三重県 L P ガス協会

1. 公共用地或いは公共用地に準ずる場所において発生した所有者不明放置容器の回収に関して「L P ガス所有者不明放置容器回収に関する協定書」に基づき、運用する。
2. 災害等により発生した放置容器の回収に関しては「流出容器等処理要綱」に基づき、運用する。
3. 民地において発生した所有者不明の放置容器回収に関しては、当該民地の所有者・占有者或いは当該用地に係る工事業者等の依頼により、当該民地を管轄する地域協議会の会員にて処理を行う。
当該容器が遺失物であると判断される場合、当該民地の所有者・占有者或いは当該用地に係る工事業者等により遺失物法による届出を行い、遺失物法による公示期間（3 ヶ月）が経過後、屑化手続きを行う。
4. 上記 3. の処理を行うにあたり、各地域協議会より三重県 L P ガス協会に対して前もって処理実施会員（容器検査所、充填所等）の登録を行う。
5. 三重県 L P ガス協会は民地において発生した所有者不明の放置容器回収の照会を受けた時、上記 4. で登録した処理実施会員の連絡先等を照会者へ伝え、以降はその処理実施会員が対応を行う。

附則

1. 消費者等から不要容器（カセットボンベを除く）の回収・廃棄処理の照会が三重県 L P ガス協会にあった場合、上記運用基準の 4. で登録した処理実施会員の連絡先等を照会者へ伝え、以降はその処理実施会員が対応を行うこととする。
2. 事故発生を未然に防止するため、消費先で長期間使用されていない容器、或いは当分使用されないと想定される容器については販売事業者等により回収に努めることとする。

以上